



「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎ インターネットの光回線を利用している人が、「アナログ回線に戻すと料金が安くなる」と勧誘され、契約したところ、手数料やオプションサービスとして高額な請求をされたというトラブルが増えています。
- ◎ 大手電話会社をかたって、関係のない事業者が勧誘をしている場合があります。
- ◎ 知らないうちに、必要ないサービスを契約したことになる、ということもあります。

対処方法

- ◆ 勧誘を受けた際は、事業者名や契約内容（料金やサービス内容等）をしっかりと確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- ◆ 契約をした場合でも、回線の切り替えに必要なサービス等はクーリング・オフできる場合があります。不安に思った場合や困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎 2 F（市民生活課内）

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン ☎ 188 でもお近くの相談窓口につながります。